

遺贈に関する一般的な流れ

① 専門家へのご相談

まずは、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家に遺贈のご意思をご相談ください。

② 遺言執行者の選任

遺言の内容を確実に実施するため、財産の引き渡しや登記などを行う「遺言執行者」の選任をおすすめします。遺言執行者は、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家に依頼することが一般的です。

③ 遺言書の作成・保管

全文を自書で作成し、自宅や法務局で保管する「自筆証書遺言」も可能ですが、形式不備などによる無効や紛失などを避けるため「公正証書遺言」で作成することをおすすめします。「公正証書遺言書」の場合、公正人の筆記で作成し、原本を公証役場で保管します。

④ ご逝去・遺言書の執行

遺言執行者が選任されている場合、まずはご遺族などから遺言執行者へお知らせください。遺言執行者から当法人にご連絡をいただくこととなります。遺言執行者が選任されていない場合には、ご遺族から直接当法人にご連絡ください。

⑤ 領収書やお礼状の送付

証明を兼ねた領収書とお礼状をお送りします。ご希望があった場合には、感謝状をお送りいたします。

< 遺贈に関する取り扱い >

- ・現預金以外の財産(有価証券、不動産、株式、骨董品などの動産、債務)の遺贈はご遠慮しております。
- ・兄弟姉妹以外の法定相続人には、「遺留分」として財産の一定割合を受け取る権利が、法律により保証されています。遺贈をご検討される際は、相続人の遺留分にご配慮いただいた上で遺贈額をお決めください。
- ・いただいた貴重なご寄付は、地域における小児緩和ケアの提供と子どもホスピスの普及啓発事業に係る公益目的事業のために使用させていただきます。

公益社団法人 こどものホスピスプロジェクト

TSURUMI こどもホスピス

〒538-0035 大阪市鶴見区浜1丁目1-77

Tel: 06-6991-9135 / Fax: 06-6991-9136 / E-mail : info@childrenshospice.jp